

報酬規程

(細則)

の導入について

これまでの会計処理

明確な
支払い規定なし



これからの会計処理

細則を定め
交通費等を
支給する

報酬規程(細則)導入のねらい

- 役員や運営委員(会員含む)負担の平準化

役員や運営委員会に参加するメンバーは、多忙な仕事やプライベートをやり繰りして、同窓会活動を行っている。

一方で、様々な事情から活動に参加できない方もいる。

会員数増加に伴い、対外的な折衝や活動の効率化も求められており、準備・打合せ等の「裏方仕事」も多い。

⇒報酬規程と支給要件を導入することで、負担軽減や労力に報いる規定を検討しつつ、「**運営委員会に参加するメリット**」を再提示したい。

報酬規程(細則)要件について

報酬の支給要件(案)

- 役員会、運営委員会、関連組織活動に取り組んでいる
 - 年間半数以上、運営委員会に参加している
 - 各種組織で、積極的に議論し意見や賛否を明らかにしている
 - 報酬受取時点で、連絡が取れる
 - 報酬は受取者の判断で、全額もしくは一部を辞退可能とする
 - 過去の役員への遡及も平等に実施する方向で調整したい
- ※議事録にて、参加状況等は確認可と思われる

運営委員会への参加

区分	1回あたりの報酬
役員(会長・副会長・事務局長・書記・ 会計・監査)	500円
運営委員会に参加した会員	300円

講師謝金(同窓会を通じて依頼したもの)

一律：5,000円(交通費別)

作業手当(同窓会から依頼したもの)

：1,000円(1作業ごと)

支出の概算

区分	年額
役員(8名)×12回	48,000円
会員(3名)×12回	10,800円

講師謝金

: 5,000円 × 5名 = 25,000円

作業手当

: 1,000円 × 10回 = 10,000円

年間で約10万円ほどの支出